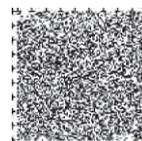


# 東京都発達障害教育推進計画

平成28年2月

 東京都教育委員会



## はじめに

東京都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年11月）を策定し、これまで、第一次（平成16年度）、第二次（平成19年度）及び第三次（平成22年度）と三次にわたる実施計画の中で、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進め、全ての公立学校において特別支援教育体制の充実を図ってきました。

東京都特別支援教育推進計画の策定後、平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、平成19年4月には学校教育法の一部改正により、特別支援教育の対象が、発達障害を含めた障害のある幼児・児童・生徒となり、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告がなされ、さらには、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行が予定されるなど、発達障害教育を取り巻く環境は近年、大きく変化しています。

また、平成26、27年度に東京都教育委員会が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障害と考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等5.1%、小学校6.1%、中学校5.0%、高等学校2.2%であることが分かりました。

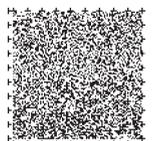
こうした状況に対応するため、このたび、発達障害教育の充実に向け「東京都発達障害教育推進計画」を策定しました。

本計画は、「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策を展開するものです。

本計画の推進による理念の実現は、教育行政や学校関係者だけで成し得るものではありません。児童・生徒及び保護者の皆様をはじめ広く都民の皆様の御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成28年2月

東京都教育委員会



# 目 次

## はじめに

### 第1部 東京都発達障害教育の推進

- 1 東京都発達障害教育推進計画策定の背景..... 2
- 2 計画の基本理念..... 5
- 3 計画の性格..... 8
- 4 東京都発達障害教育推進計画の施策体系図.....12

### 第2部 東京都発達障害教育推進計画の具体的な展開

#### 第1章 小・中学校における取組

- 1 発達障害教育環境の整備.....16
- 2 指導内容の充実と組織的な対応.....20
- 3 支援体制の充実.....26

#### 第2章 高等学校における取組

- 1 発達障害教育環境の整備.....32
- 2 指導内容の充実と組織的な対応.....35
- 3 支援体制の充実.....39

#### 第3章 教員の専門性向上

- 1 研修の充実.....44
- 2 人材の有効活用.....46
- 3 採用前からの人材養成.....48

#### 第4章 総合支援体制の充実

- 1 継続した指導・支援の充実.....52
- 2 発達障害教育に係る理解の促進.....55

- 資料.....57

